

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第21号	
事故等種類	養殖施設損傷	
発生日時	平成23年11月18日（金） 11時30分ごろ	
発生場所	兵庫県淡路市津名港南方沖 津名港塩田外防波堤北灯台から真方位190° 1,500m付近 （概位 北緯34° 24.0′ 東経134° 53.9′）	
事故等調査の経過	平成24年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ぶーすかⅡ、5トン未満 不詳、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	本船 なし 養殖施設 ロープ切断	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、津名港南方沖で釣りをしながら漂泊中、平成23年11月18日11時30分ごろ、風により圧流されてわかめ養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入し、推進器翼に同施設のロープが絡まって運航不能となった。</p> <p>船長は、他の養殖施設の標識を見ており、本件施設の黒色ボンデンに接近していることに気付かなかった。</p> <p>本船は、漁業協同組合に連絡し、来援した本件施設の所有者にロープを切断してもらい、漁船にえい航されて津名港へ帰港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	船長は、本事故発生場所の航行経験が月に2回ほどあったが、本件施設の存在を知らなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、津名港南方沖で漂泊中、船長が、他の養殖施設の標識に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、本件施設の黒色のボンデンに気付かず、風により圧流されて本件施設に進入し、推進器翼に本件施設のロープが絡み、同ロープを損傷したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、津名港南方沖で漂泊中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、本件施設の黒色のボンデンに気付かず、風により圧流されて本件施設に進入し、推進器翼に本件施設のロープが絡んだことにより発生したものと考えられる。	

参考	<p>船長は、本事故後、本船にレーダーを取り付けた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養殖施設の近くでは釣りを行わないこと。・ 一方向のみではなく全周の適切な見張りを行うこと。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------